

難病指定医在籍医療機関 御中

大阪府健康医療部保健医療室長

令和6年度指定難病医療機関オンライン化支援事業の意向調査について（依頼）

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業について、今年度における事業計画を把握するため、下記のとおり意向調査を行います。つきましては、貴医療機関の状況について、御回答の程よろしくお願いいたします。

記

1 事業内容

国の指定難病データベース（以下、「DB」という。）のオンライン化に伴い、指定医が直接DB上で臨床調査個人票（以下、「診断書」という。）を登録できるようにするため、医療機関における当該DBに接続するための環境整備経費を支援します。

令和6年4月1日より、一部疾病について、診断基準等のアップデートが行われ、すべての疾病で臨床調査個人票の様式改正が行われています（旧の臨床調査個人票の様式は、経過措置として1年間に限り使用可能です）。新しい臨床調査個人票はホームページからでもダウンロードできますが、国DBに接続することにより、常に最新の臨床調査個人票へアクセスし、オンライン登録ができます。

なお、臨床調査個人票のオンライン登録等の詳細については、大阪府ホームページに厚生労働省の資料を掲載していますので、そちらをご確認ください（裏面「8 注意事項等」参照）。

2 対象となる医療機関

以下のいずれの条件も満たす医療機関（大阪市・堺市除く）

- ・難病指定医（協力難病指定医を含む。以下同じ）が勤務していること
- ・診断書のオンライン登録を予定していること
- ・過去に当該事業の補助を受けていないこと（小児慢性含む）

3 補助対象経費

上記対象医療機関が診断書のオンライン登録をするための環境整備に必要な経費

例：入力用のパソコンの購入費、医療機関内のシステム改修費 等

※院内システムの改修要件等の詳細については、大阪府ホームページに厚生労働省の資料を掲載していますので、そちらをご確認ください（裏面「8 注意事項等」参照）。

4 補助金額

「3 補助対象経費」の所要額の1/2を補助（一医療機関あたり補助上限額5万円）

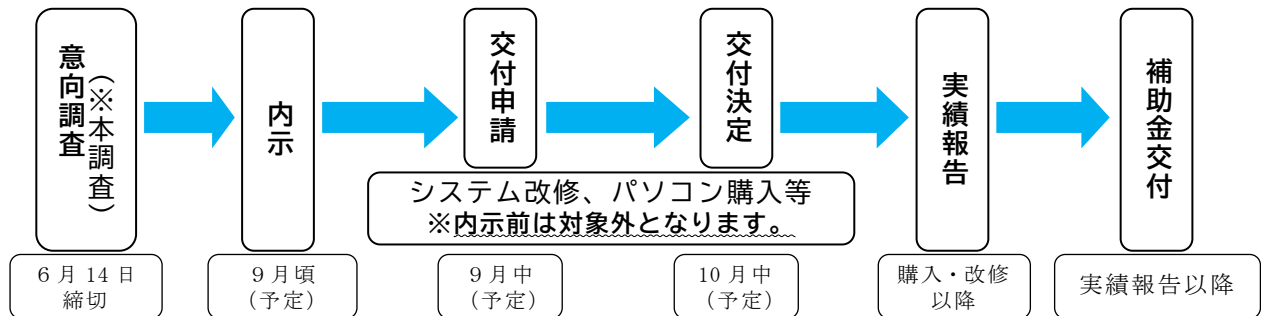
5 意向調査の回答期限

令和6年6月14日（金）（期限内必着）

6 調査の回答について（※補助金を申請しない場合、提出は不要です）

裏面ホームページを確認のうえ、大阪府行政オンラインシステムまたは、別紙「調査票」を裏面提出先にメールでご提出ください。（※回答頂きましたら、府への到着後 10 日以内に受領通知の連絡をメールにて行います。連絡がない場合は提出先までご連絡ください）

7 手続き等の流れ



※上記日程は、現時点での予定です。本調査へご回答いただいた医療機関には今後の手続きについて別途連絡します。

8 注意事項等

- (1) 臨床調査個人票のオンライン化に関する資料等については、当課のホームページに掲載しています。必ず、当該ホームページに記載の内容を熟読・了知のうえ、御回答ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiiryohizyose/siteii.html>

大阪府 難病指定医について

- (2) 本事業は国庫補助金の予算の範囲内で実施されるため、全額交付されない場合があります。また、本調査の結果をもとに国へ所要額を報告しますので本調査にご回答いただけない場合、令和6年度の補助金申請をすることはできません。
なお、内示前に行った改修及びパソコンの購入等については、対象外となります。
- (3) 難病指定医及び小児慢性特定疾病指定医のいずれも勤務している医療機関については、指定難病と小児慢性の両方での申請はできません。また、過去に本事業により補助金を受けている場合は、再度の申請は出来ません。
- (4) 本補助金により取得した設備等については、処分制限があります。
(※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)
(※大阪府補助金交付規則)
(※大阪府指定難病医療機関オンライン化（臨床調査個人票）支援事業補助金交付要綱)
- (5) 本補助事業は国庫補助事業であり、会計検査院の検査の対象となります。

【提出先】

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
大阪府健康医療部保健医療室
地域保健課 難病認定グループ
担当 大西・澤田

T E L : 06-6944-6397

F A X : 06-6941-6606

E-Mail : chiikihoken-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp